

## 大口町民生委員・児童委員協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、大口町民生委員・児童委員協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、民生委員・児童委員の信条に則り、委員相互の協力と連携を図り委員の資質の向上と研鑽に努め、地域社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事務局)

第3条 協議会の事務局は大口町健康福祉部福祉こども課におく。

### (構成員)

第4条 協議会は、大口町民生委員・児童委員及び大口町主任児童委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

### (役員及び任期)

第5条 協議会に委員の互選により次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、会計1名、幹事2名

2 役員任期は12月1日より翌年11月30日までの1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 役員補欠によって役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、民生委員・児童委員定例会（以下「定例会」という。）、協議会役員会を招集して、その責において会務を取りまとめる。また、役員会が必要と認めるときは、委員の出席を求めることができる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、協議会の研修会及び交流会等を企画し、その責において遂行する。

4 会計は会長の指示により、協議会の会計を管理及び処理する。

5 監事は、協議会の互選により2名選出し会計及び業務の執行状況の監査を行い

協議会に報告する。ただし、選出は2月とし任期は民生委員・児童委員の任期とする。

(部会)

第7条 協議会に部会をおくことができる。

2 部会は次のとおりとする。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 高齢者福祉部会
- (3) 心身障がい児(者)福祉部会
- (4) 主任児童委員部会

3 部会員は10名以下とする。

4 会長、副会長は部会に所属しない。

5 部会には部会長、副部会長それぞれ1名おく。

6 部会長、副部会長、部員の任期は12月1日より翌年11月30日までの1年とする。ただし、再任は妨げない。

7 部会長は、部会活動を総括し、部会活動を随時協議会に報告しなければならない。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代理する。また、部会の会計を処理する。

9 部会は必要に応じ部会長が招集する。

(会議)

第8条 定例会、役員会は、会長が招集し、定例会は月1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときには、随時開催することができる。

2 会議の議事は、会長がつとめる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度及び経費)

第9条 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日の1年間とする。

- 2 協議会の経費は、会費、補助金、寄付金等をもってこれにあてる。
- 3 部会活動の経費については、部会長の要請にもとづき協議会の承認のうえ支給する。

(規約の変更)

第10条 この規約を変更しようとするときは、会議において、協議会定数の3分の2以上の同意をもってする。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年2月1日から施行する。